

# 「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」の制定について

平成 29 年 6 月 19 日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 1. 趣旨

本協会では、正会員による事業型ファンドの違法な販売による投資者被害の事案等を踏まえ、投資者からの事業型ファンドへの信頼性・安心感を確保し、投資者被害の適切な防止を図るため、「事業型ファンドへの信頼性確保に向けた取組み」を取りまとめた（平成 29 年 2 月 9 日理事会決議）。

上記の取組みの実現のための具体的な措置として、別紙のとおり、「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」を制定する。

## 2. 骨子

### (1) 目的

正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等において、正会員の適正な業務の運営及び投資者の保護を図り、金融仲介機能の向上に資することを目的とする。

(第 1 条)

### (2) 定義（本規則の対象等）

#### ① 事業型ファンド

金融商品取引法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利（集団投資スキーム持分）のうち、主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外に投資するものをいう。

(第 2 条第 1 項)

#### ② 出資対象事業

事業型ファンドに出資された金銭等を充てて行われる事業をいう。

(第 2 条第 2 項)

#### ③ 事業者

匿名組合契約の営業者、投資事業有限責任組合契約の無限責任組合員など事業型ファンドの出資対象事業の主体となる者をいう。

(第 2 条第 3 項)

#### ④ 運営者

事業者からの委託等に基づき出資対象事業の全部又は主要な業務を実施する者をいう。

(第 2 条第 4 項)

- ⑤ 私募の取扱い等  
次に掲げる行為をいう。  
イ. 私募又は募集  
ロ. 私募の取扱い又は募集の取扱い（クラウドファンディング規制の対象となるものを除く。）  
ハ. リースファンドの売付け （第2条第5項）

(3) 適用除外

- ① この規則は、次の事業型ファンドの私募の取扱い等には、適用しない。  
イ. 商品ファンド  
ロ. 不動産ファンド  
ハ. 競走馬ファンド  
② この規則は、出資者の全員が適格機関投資家など特定の顧客（対象除外顧客）である事業型ファンドには、適用しない。 （第3条、別表1）

(4) 契約の締結等

- ① 正会員による審査及びモニタリングの実施、事業者による各決算期に係るファンド報告書（出資対象事業の概況等を記載した報告書）の作成、顧客、正会員への交付等の実効性を確保するため、私募の取扱委託契約等において、必要な事項を定める。  
② 正会員は、上記の事項が定められた事業型ファンドでなければ、私募の取扱い等を行ってはならない。 （第4条、別表2）

(5) 審査

- ① 正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、あらかじめ、イ. 事業の実在性、ロ. 財務状況、ハ. 事業計画の妥当性、ニ. 法令遵守状況・社会性、ホ. 資金使途・妥当性等について、適正に審査を行わなければならない。  
② 正会員は、上記の審査の結果、不適当と認められた場合には、当該事業型ファンドの私募の取扱い等を行ってはならない。 （第5条、別表3）

(6) 適正な勧誘

正会員は、事業型ファンドの私募の取扱い等に当たっては、顧客に対して、①正会員と事業者及び運営者の利害関係の状況、②事業者及び運営者の財務状況又は財務情報、③資金使途及び事業計画の概要、④分別管理の方法、⑤審査により判明した具体的リスクや注意事項等、⑥事業者によるファンド報告書の交付方法、その他の重要な情報を提供し、分かりやすく説明する。 (第6条、別表4)

(7) 私募の取扱い又は募集の取扱い等に係るモニタリング等

① 正会員は、事業者からファンド報告書が交付されたときは、遅滞なく、事業者及び運営者の出資対象事業の状況及び事業者による出資金及び運用財産(金銭に限る。)の分別管理の状況について、確認を行わなければならない。ただし、公認会計士等による監査を受けている場合には、当該確認は要しない。

② 正会員は、上記の確認の結果、出資対象事業の状況等に不正又はその疑いが認められたとき等は、速やかに、事業者に対し調査を行い、又は改善を求め、必要に応じて、顧客に通知する。 (第7条、別表5)

(8) 私募又は募集に係るモニタリング等

正会員は、私募又は募集により取得させた事業型ファンドについて、①各決算期に係るファンド報告書を作成し、顧客に交付する、②出資対象事業の状況等に不正又はその疑いを知ったときは、速やかに、調査を行い、又は改善を図るとともに、必要に応じて、顧客に通知する。 (第8条)

(9) 記録の作成、保存

正会員は、審査・交付等に係る記録を作成し、3年間保存する。 (第9条)

(10) 委託

正会員は、他の正会員から委託を受けて事業型ファンドの私募の取扱い又は募集の取扱いを行う場合には、当該他の正会員との間で、審査等に関する事項を定めた委託契約を締結する。 (第10条、第4条第1項第1号括弧書き)

### 3. 施行の時期

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に正会員が行う事業型ファンドの私募の取扱い等から適用する。

以 上